意見書案第20号

公立小中学校施設整備に係る確実な予算の確保を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和7年10月28日

大津市議会議長

草野聖地様

提 出 者 幸 光 正 嗣

竹内照夫

草 川 肇

佐 藤 弘

出 町 明 美

谷 祐 治

中川哲也

青 山 三四郎

伴 孝昭

公立小中学校施設整備に係る確実な予算の確保を求める意見書

文部科学省では学校施設の維持管理について、「児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められます」と示されている。

本市においても、これからを担う子どもたちの教育環境の整備を最重点施策 と位置づけ、文部科学省インフラ長寿命化計画に則り大津市学校施設長寿命化 計画を策定し計画的に進めているところである。

しかし、国においては令和7年度の事業について耐震化や学校の統廃合等に優先的に採択する方針が示され、交付金事業であるにもかかわらず長寿命化改良事業の一部採択が見送られた。

このことにより、本市における令和7年度以降の計画的な学校施設の環境整備に著しい影響を及ぼし、長寿命化改良工事を見据えた学校運営や地域の行事の開催計画が変更になるなど多方面に支障が生じている。また、学校現場への影響を最小限に留めるためには、長期休業時を活用した事業計画が必要であり、当初予算において採択をされなければさらなる影響を及ぼすおそれがある。

今般の対応は、地方自治とりわけ課題の山積する学校現場を十分に尊重したものとは言い難く、今後実態を精査の上、必要な措置を求めるものである。

地方自治体の財政状況の見通しが厳しさを増す中、各自治体の教育環境の改善と老朽化対策を着実に進めていくためには、学校施設環境改善交付金は必要不可欠であることから、予算確保に向け特段の配慮を求め、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 各地方自治体の事業計画に支障が生じないよう、補正予算において予算を確保すること。
- 2 当初予算において、当該事業の実施に必要な財源を確保すること。あわせて、物理的耐用年数を迎える学校施設の改修事業に対する財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月28日

大津市議会議長 草 野 聖 地

内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 内閣官房長官 衆議院議長 参議院議長あて